

No.	件名・内容	回答
1	<p>消防用非常井戸の処置について</p> <p>【内容】 敷地内に設置してある井戸の処理（埋め立て、片付け）をしてほしいです。</p> <p>（受付No.）30-2394 （受付日）平成31年3月28日</p>	<p>消防用非常井戸は、常備消防（消防本部）発足以前の昭和30年に上尾町連合消防団（上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の6地区）が発足し、当時は水道整備が進んでいないことから、それぞれの地区（事務区）で自主的に消防用井戸を整備したものと認識しております。</p> <p>以前に区長様から消防用非常井戸を撤去したい旨のご相談をいただき、現場に立ち会ったことはございますが、消防本部としては、地域（事務区）で設置した消防用非常井戸の撤去について、対応（埋め立て、片付け）することは難しい状況でございます。何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>（担当）警防課（直通電話）775-1312</p>